

# 施設建設に関する委任契約書

令和7年度 おおいた園芸産地づくり支援事業  
(産地生産基盤パワーアップ事業)

アイ・エス・フーズ徳島株式会社青ねぎ栽培ハウス新設工事

委任者: アイ・エス・フーズ徳島株式会社  
代表取締役 酒井 貴弘  
受任者:

# 施設建設に関する委任契約書

委任者 アイ・エス・フーズ徳島株式会社 (以下甲という)と  
代表取締役 酒井 貴弘

受任者 (以下乙という)とは、

添付の設計図、仕様書および工事費明細書に基づく、

令和7年度 おおいた園芸産地づくり支援事業  
(産地生産基盤パワーアップ事業)  
アイ・エス・フーズ徳島株式会社青ねぎ栽培ハウス新設工事

(以下工事という)の建設について、次のとおり施設建設の委任契約を締結する。

## 1. 契約の目的

- (1) 乙は、甲の委任に基づき、施主代行を行うものとし、甲に代わって以下の行為をする。
- ア. 請負契約の締結: 別添工事請負契約約款(以下約款という)の趣旨に基づき、4項(3)の請負業者に施工させること。
  - イ. 施工管理の実施: 約款に基づき、乙が施工管理を行うこと。
  - ウ. 甲より委託された請負業者に対する建設費の支払い。
- (2) 乙は、請負業者に対し、乙の定める系統建設工事総合補償制度(別添の補償範囲)等の保険制度に加入させる。
- (3) 乙は、前(1)、(2)号の業務を4項(4)の建設費の範囲内で行う。  
ただし、約款に基づき、工事費の増減が生じた場合は、当該金額を基準とし、建設費を増減する。
- (4) 本契約にもとづく乙の地位は、甲の施主代行者であり建設工事を請負うものではない。

## 2. 建設費の支払い

建設費の支払いについては、すべて乙を経由するものとし、甲は前項1の(1)ウ. の乙の業務遂行のため、4項(4)のイ. の支払方法に基づき、乙から必要に応じ建設費の全部または一部の請求を受けたときは、直ちにこれを乙に支払うものとする。

## 3. 施工管理担当者の選任

乙は、前項1の(1)のイ. の施工管理の実施に際し、約款第3条の施工管理担当者を選任し、甲に通知する。

## 4. 工事の内容

(1) 工事場所 大分県玖珠郡九重町大字町田3251-8、9

(2) 工期  
着工日: 令和 年 月 日  
完成日: 令和 年 月 日  
引渡日: 令和 年 月 日

(3) 請負業者 製造請負工事 ○○○○株式会社  
(登録番号 T )

## (4) 建設費および支払方法

ア. 建設費 金 [ ] 円 (内消費税等 [ ] 円)

イ. 建設費内訳  
製造請負工事費 金 [ ] 円 (内消費税等 [ ] 円)  
完成引渡し払い 完成引渡し後一括支払い  
製造請負管理料 金 [ ] 円 (内消費税等 [ ] 円)  
製造請負管理料の支払方法 工事完成引渡後、一括支払

ウ. 消費税等の支払方法: 完成引渡時代金に加算して支払う。

## 5. 特約事項:

補助金等の交付・借入手続きの都合により支払遅延の恐れがあるときは、協議して変更することができるものとする。

以下余白

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 アイ・エス・フーズ徳島株式会社  
代表取締役 酒井 貴弘

乙